

特許権侵害差止等請求事件

[平成28年12月15日判決（大阪地裁） 平成27年（ワ）第10230号](#)

キーワード：用語の解釈／技術的範囲の解釈

担当 弁理士 高山昇一

## 1. 事案の概要

発明の名称を「レーダー装置及び類似装置」とする特許権を有する原告が、被告が製造販売するなどした商品が当該発明の技術的範囲に属すると主張して、被告に対し、当該特許権侵害の不法行為による損害賠償請求を求めた。

## 2. 本件特許出願

発明の名称：レーダー装置及び類似装置

特許番号：特許第3880216号

出願日：平成10年 8月21日

登録日：平成18年11月17日

### 【請求項1】（分説）（下線は筆者）

- A 最新の受信データを記憶する現在映像用画像メモリと、
- B 受信データを蓄積記憶する過去映像用画像メモリと、
- C 現在映像用画像メモリと過去映像用画像メモリの記憶データを重畳表示する表示部と、
- D 縮尺変更時に過去映像用画像メモリの記憶データを第1ステップでバッファに転送し、
- E 第2ステップでバッファの記憶データを過去映像用画像メモリに再転送するとともに、
- F 転送時または再転送時に1転送サイクル当たりのバッファと過去映像用メモリのアドレスの移動量Kを縮尺に応じて変える制御部と、
- G を備えてなる、レーダー装置及び類似装置。

## 3. 争点

被告製品は、本件発明の技術的範囲に属するか。

## 4. 結論

請求棄却

## 5. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

①被告製品が本件発明の構成要件Fを充足するとは認められない。

②「アドレス」の意義について

（1）原告は、レーダー装置の表示部に表示される画像データの画素の配列（行・列）と、当該画像データが記憶されるメモリの配列（行・列、いわゆる物理アドレス）とが一致することは通常なく、画像の縮尺変更のような画像処理に係る設計を行う場合、開発設計者は、論理アドレス（画像データを視覚的に表示する際の画素配置に一致する仮想アドレス空間内のアドレス）に基づいて画像処理を設計するのが技術常識であるとして、構成要件Fにおける「バッファと過去映像用メモリのアドレス」は論理アドレスを意味する旨主張する。そこで、原告の上記主張について検討する。

（2）本件明細書の記載

ア 本件明細書には、実施例における縮小時のアドレスの移動量Kに関する説明として、「 $1/N$ 倍に縮小する場合は、第1ステップにおいて $K_1 = 1$ 、 $K_2 = 1/N$ に設定する。・・・なお、図4において、S1は過去映像用画像メモリ21の大きさを示し、S2は縮小時の画像の大きさを示している。また、丸で囲む領域は実際の画像データのある領域を示す。」（【0027】）、「転送領域は、例えば図4の縮小の場合の第1ステップでは、メモリ21が面積S1、メモリ20が面積S2の大きさとなり、」（【0036】）との記載がある。

このように、【図4】における「S1」は、転送元の「過去映像用画像メモリ21の大きさ」であり、そのうち丸で囲む領域は「実際の画像データのある領域」とされていることからすると、ここにいう「S1」及び「丸で囲む領域」は、過去映像用画像メモリ21の実際のメモリ領域を意味していると解するのが自然であり、「S2」も同様であるから、これらの転送領域を構成する「アドレス」は、物理アドレスを意味すると解するのが自然である。

イ また、本件明細書には、実施例における拡大時のアドレスの移動量Kに関する説明として、①「N倍に拡大する場合は、第1ステップにおいて $K_1 = K_2 = 1$ に設定する。この結果、図5（1）に示すようにメモリ21の記憶データは倍率1でメモリ20に転送される。なお、上記縮小時においてはメモリ21の記憶データ全てが縮小されてメモリ20に転送されるが、拡大の場合にはNに応じた面積S3の画像データがメモリ20に対して転送される。S4はメモリ20の転送先画像領域である。拡大率が大きい場合には面積S3、S4は小さく、拡大率が小さい場合には面積S3、S4が大きい。面積S3、S4の大きさは、拡大時の面積がメモリ21の大きさとなる大きさである。」（【0030】）、②「第2ステップにおいては、 $K_1 = 1$ 、 $K_2 = 1/N$ に設定される。拡大の場合は、この第2ステップにおいて画像データの拡大が行われる。S5は転送先の転送領域であり、ここではメモリ21の面積である。」（【0031】）との記載がある。

このように、【図5】における「S3及びS4の大きさ」は、「拡大時の面積がメモリ21の大きさとなる大きさ」であるとされており、転送先の「S5」は「メモリ21の面積」

であるとされていることからすると、ここにいう「S 3」等は、過去映像用画像メモリ 2 1 の実際のメモリ領域を意味していると解するのが自然であるから、これらの転送領域を構成する「アドレス」も、物理アドレスを意味すると解するのが自然である。

ウ また、本件明細書には、実施例におけるレーダー装置の詳細な構成の【図 7】の説明として、「アドレス発生部 3 1 (アドレス発生部 A) は、現在映像用画像メモリ 7 の転送用番地を発生し、アドレス発生部 3 2 (アドレス発生部 B) は、過去映像用画像メモリ 8 の転送用番地を発生する。転送開始番地から X 方向に n 回目、Y 方向に m 回目の転送サイクル点の座標を (X n、Y m) とすると、 $X n = X s + K \cdot n$   $Y m = Y s + K \cdot m$  但し、(X s、Y s) : 転送開始番地 K : 転送 1 サイクル当りのアドレスの移動量 ( $0 < K \leq 1$ ) 転送開始番地 X s、Y s は、例えば、図 4 の縮小の場合の第 1 ステップでは、転送元となる過去映像用画像メモリ 8 では左上の番地であり、転送先となる現在映像用画像メモリ 7 では面積 S 2 の左上の番地である。」(【0 0 3 7】) との記載がある。

このように、【図 7】において、転送開始番地は、「過去映像用画像メモリ 8 では左上の番地」、「現在映像用画像メモリ 7 では面積 S 2 の左上の番地」とされていることからすると、ここでの「転送開始番地」は、各メモリの物理アドレスと解するのが自然であり、前記の「S 1」等の理解とも整合的である。

(・・・中略・・・)

オ 以上のような本件明細書の諸記載からすると、本件明細書における「アドレス」は、物理アドレスを意味するものとして記載されていると解するのが自然であり、構成要件 F の「バッファと過去映像用メモリのアドレス」とは、バッファと過去映像用メモリの「物理アドレス」、すなわち、メモリ内での実際のメモリ領域を特定する番地を意味すると解するのが相当である。

(・・・中略・・・)

#### 4 被告製品へのあてはめ

(・・・中略・・・)

そうすると、原告が主張するように、仮に被告製品において、画像用メモリからワークメモリの第 1 メモリ領域への画像データの読出し・同第 1 メモリ領域から同第 2 メモリ領域への画像用データの縮小/拡大コピーをもって本件発明の構成要件 D の第 1 ステップの「転送」に当たり、同第 2 メモリ領域から画像用メモリへの書戻しをもって本件発明の構成要件 E の第 2 ステップの「再転送」に当たると解したとしても、転送又は再転送時に、画像用メモリ(「過去映像用画像メモリ」)の物理アドレスの移動量 K を縮尺に応じて変えることによって画像全体を正しく縮小拡大することは不可能であり、また、原告の主張によれば第 1 ステップの経由地とされるワークメモリの第 1 領域について見ても、画面上では連続している画素がメモリ上の配置では不連続となっているのであるから、同様に不可能である。

したがって、被告製品が本件発明の構成要件 F を充足するとは認められない。

以上